

大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

大阪広域環境施設組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号の2）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大阪広域環境施設組合
代表監査委員 阪井 千鶴子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 [略] [(1)~(7) 略] (8) <u>例月出納検査</u> (法第235条の2第1項) [略] [(9) 略] [2・3 略] (監査等の結果に関する報告等への記載事項) 第21条 [略] 2 [略] [(1)~(7) 略] (8) <u>例月出納検査</u> [略] [(9) 略] [3~5 略]	(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 [同左] [(1)~(7) 同左] (8) <u>例月現金出納検査</u> (法第235条の2第1項) [同左] [(9) 同左] [2・3 同左] (監査等の結果に関する報告等への記載事項) 第21条 [同左] 2 [同左] [(1)~(7) 同左] (8) <u>例月現金出納検査</u> [略] [(9) 同左] [3~5 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。